

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	51110002	
事務事業名	妊産婦乳幼児訪問指導事業	
予算書の事業名	妊産婦乳幼児訪問指導事業	
事業期間	開始年度	平成9年度
	終了年度	当年度
	当年度	業務分類
		6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	山本 明菜	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	511001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. こどもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	母子の健康づくりの推進	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 市民から送られてくる出生連絡票(はがき)を基に、助産師または保健師が訪問を実施。市外に里帰りしている母子、低出生体重児については、それぞれ里帰り先の市町村、厚生センターに訪問を依頼する。 訪問では、母・児の観察、母の訴えに対する相談などを行い、訪問結果を「訪問指導票」に記入。継続訪問の必要があれば、2回目の訪問を実施する。訪問指導票は翌月10日までに担当者へ提出。担当者は、訪問指導票を確認し、必要があれば事後指導につなげる。	単位	実績		計画・目標				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内に在住または滞在している新生児とその保護者 初妊婦及び転入した妊婦	対象指標	① 初妊婦等訪問依頼数	人	129	136	140	140	140
		② 訪問指導を希望した人数	人	223	222	230	230	230
		③						
手段 <平成23年度の主な活動内容> 助産師または保健師が家庭を訪問し、新生児の体格の計測・身体の観察をするとともに、妊産婦の健康管理を確認し育児相談等に対応する。 *平成24年度の変更点 変更なし	活動指標	① 妊婦訪問指導件数(実)	件	108	109	140	140	140
		② 新生児訪問指導件数(実)	件	226	223	230	230	230
		③						
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 児が順調に発育・発達することができる。 保護者が育児に対する不安を軽減できる。	成果指標	① 育児に対する不安が軽減したと答えた人の割合	%	52.00	54.00	55.00	57.00	60.00
		② 子育てが楽しいと答えた人の割合	%	98.30	97.90	98.00	98.00	98.00
		③						
その結果 <施策の目指すすがた> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・育児不安への相談体制や養育支援が必要な家庭への支援体制が整っています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入 ①についての指標は、取得できていない。4か月児健診の間診票に項目を追加する。						
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか 平成9年度に母子保健事業が県から市へと移譲され、新生児訪問が開始となった。	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	767	841	892	1,000	1,000
		A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	767	841	892	1,000	1,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 少子化に伴い、対象となる新生児の数が減少。 虐待防止の観点から、乳児訪問の必要性がより一層増してきている。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	4	5	5	5	5
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	966	580	580	580	580
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	4,062	2,439	2,439	2,439	2,439
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	4,829	3,280	3,331	3,439	3,439
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 訪問により、不安が解消された等という声あり。	◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) 県内の全市町村で実施している。						
	● 把握している							
	○ 把握していない							

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 保護者が児が順調に発育・発達していることを確認し、育児に対する不安を軽減できることは、安心して楽しく子育てをすることに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	母子保健法第17条 (昭和40年法律第141号)
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地無し。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 育児不安を持つ親に対して家庭へ訪問することで、育児不安の軽減や育児方法について理解してもらうことができ、目的は達成されている。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 虐待防止の面で、乳児の全戸訪問「こんにちは赤ちゃん訪問」事業と連携している。また、養育が困難な家庭に対して養育支援事業 (助産師による継続訪問やヘルパーによる訪問支援) につなげている。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費のほとんどは報償費であり、これ以上の報償費の削減は困難である。H20から、産婦及び新生児の訪問指導各々1回あたりの報償費は1,500円としている。訪問件数を少なくすることは困難である。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 出生連絡票の届くと迅速な対応 (訪問依頼) を非常勤職員が行っている。出生連絡票は随時処理をしなければならないため、非常勤職員が処理できない場合は、職員が対応している。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 負担を求めることで、訪問を希望しない方が増えることが予想される。このことは、育児に対する不安を軽減させる機会を減らすことになり、虐待予防の観点からはマイナスであると考えられる。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 他市町村も負担なし

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
助産師や保健師が家庭訪問し、新生児の体格測定や身体を観察することで児の発育や発達に関する親の相談に応じることにより、育児に対する不安を軽減したり、育児方法を理解してもらうことができる。また、児を観察することで虐待防止にも繋がることから、事業の必要性は高いと判断する。25年度から、未熟児訪問が県から市に移譲されるため、保健師の技術向上に努める必要がある。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	51110001	
事務事業名	妊産婦健康診査事業	
予算書の事業名	妊産婦健康診査事業	
事業期間	開始年度	昭和44年度
	終了年度	当面継続
	業務分類	6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	山本 明菜	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	511001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. こどもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	母と子の健康づくりの推進	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 妊産婦健康診査で妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防を図る。 妊産婦健康診査時に、妊婦一般健康診査受診票 (14回分)、妊婦精密健康診査受診申請書、産婦一般健康診査受診申請書を交付する。更に、必要な方には、申請に基づき妊婦精密健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票を交付する。		単位	実績		計画・目標			
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
対象	(この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内に居住する妊産婦	① 妊産婦健康診査受診回数	人	301	330	330	330	330
	② 妊婦精密健康診査受診回数	人	22	17	15	15	15	
	③ 産婦精密健康診査受診回数	人	86	89	80	80	80	
手段	<平成23年度の主な活動内容> 妊産婦健康診査時に、妊婦一般健康診査受診票、妊婦精密健康診査受診申請書、産婦一般健康診査受診申請書を交付する。必要な方には、申請に基づき妊婦精密健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票を交付する。県外へ里帰りし、妊婦一般健康診査を受診する妊婦に対して、償還払いによる助成を行う。妊婦一般健康診査の助成回数は、14回である。 *平成24年度の変更点 変更点なし	① 妊婦一般健康診査受診者数 (14回 延べ)	回	3,583	3,697	4,400	4,400	4,400
	② 妊婦精密健康診査受診者数	人	20	17	30	30	30	
	③ 産婦一般健康診査受診者数	人	81	87	90	90	90	
意図	(この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 妊娠経過、合併症及び偶発症について観察し、流・早産、妊娠高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延の防止に努めることで、正常な分娩を行う事ができる。 母と児の健康の保持を図る。	① 産婦健康診査発行数 (発行数/妊産婦健康診査受診回数)	%	23.60	26.00	22.00	22.00	22.00
	② 低出生体重児率	%	8.10	8.00	8.00	8.00	8.00	
	③							
その結果	<施策の目指すがた> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。	↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入						
◆この事務事業開始のきっかけ (何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 富山県では、S44年度から妊産婦健康診査を県医師会に委託し実施した。S47年、所得制限のあった妊産婦健康診査を全階層に拡大 (2回で国庫補助)、S48年妊産婦健康診査の回数3回 (2回は国庫補助・1回は県単) に拡大、H4年10月から4回 (2回は国庫補助・2回は県単) に拡大。H9年度から実施主体が市となり継続。H10年度から国庫補助金が一般財源化されたため、1回2回目は市単独、3回4回目は県単補助として継続している。さらに、平成20年から妊産婦健康診査が5回に拡充され (1・2・5回目は市単独、3・4回目は県単補助)、平成21年から		財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)	6,373	7,968	10,184	9,000	9,000
			(2)地方債 (千円)	0	0	0	0	
			(3)その他(使用料・手数料等) (千円)	0	0	0	0	
			(4)一般財源 (千円)	17,498	19,752	22,816	20,000	20,000
			A. 予算(決算)額(①~④の合計) (千円)	23,871	27,720	33,000	29,000	29,000
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 全国的に出産できる医療機関が減っており、当市においては、H18年8月から出産を取り扱う医療機関がなくなった。平成20年には黒部市にある助産院も分娩を取りやめたため、新川圏域では分娩可能な施設が2か所のみになったため、健診施設と分娩施設の連携を十分にとることで、妊婦が安心			①事務事業に携わる正規職員数 (人)	5	6	6	6	6
			②事務事業の年間所要時間 (時間)	912	520	520	500	500
			B. 人件費 (②×人件費単価/千円) (千円)	3,835	2,187	2,187	2,103	2,103
			事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)	27,706	29,907	35,187	31,103	31,103
			(参考) 人件費単価 (円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 議会で妊婦一般健康診査の公費補助回数の拡大や県外 (里帰り先) での受診者に対する助成も要望されていた。平成21年度からは、公費補助回数を5回から14回に拡充し、県外での受診者に対する助成 (償還払) も実施した。		◆県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄)					
		● 把握している	県内の全市町村で実施している。					
		○ 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 保護者が、児が順調に発育・発達していることを確認し、育児に対する不安を軽減できることは、安心して楽しく子育てをすることに結びつく。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入 母子保健法第13条 (昭和40年法律第141号)	
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 妊婦一般健診は、1人平均13回受診しており、助成回数が増加したことにより妊婦の経済的負担の軽減に繋がっている。(健診受診時期の目安を妊婦に知らせるなど)
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 連携することで、今より効果が高まる可能性がある事務事業はない。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費のほとんどは、医療機関に対する委託料であり、削減はできない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 健診結果を確認し健診結果を母子管理カードに転記することは、妊婦の健康状態を確認し継続した支援をするために非常勤の助産師が対応しており、これ以上の人件費を削減することはできない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 妊婦一般健康診査の助成回数が14回に拡充し、県外で里帰り出産する妊婦に対しても助成可能になった。妊娠から出産するまでに妊婦健診を定期的に受診すると約14回となり、総額10万円ほどになる。妊婦健診費用を14回分助成することは、妊婦の経済的負担の軽減となり、少子化対策にもつながると考えられる。また、経済状態が悪い妊婦も無料であれば、最低限の健診を受けることができ、妊婦と胎児の健康管理に役立つ。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 富山県内全市町村は統一されている。

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり <input type="radio"/> 無効性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり <input type="radio"/> 効率性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり <input type="radio"/> 公平性 <input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施    年度 <input type="text"/>	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携 <input type="radio"/> 目的見直し <input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	1 4 回の公費助成により健診体制を今後も啓発していく。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	母子ともに安全な妊娠分娩を行うためには健診が重要である。今後も継続していくことは、経済的な負担軽減にも繋がり、少子化対策にも結びつくと考えられる。 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容の充実が必要であり、公費助成の14回が確保できるように今後も妊産婦健診を継続していく。		否
		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	

平成 24 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 23 年度実績と平成 24 年度計画)

【1枚目】

事業コード	51112003	
事務事業名	乳幼児健康診査事業	
予算書の事業名	乳幼児健康診査事業	
事業期間	開始年度	昭和31年度
	終了年度	当分継続
	業務分類	6. ソフト事業
実施方法	<input type="radio"/> 1. 指定管理者代行 <input type="radio"/> 2. アウトソーシング <input checked="" type="radio"/> 3. 負担金・補助金 <input checked="" type="radio"/> 4. 市直営	

部・課・係名等	コード1	02050200
部名等	民生部	
課名等	健康センター	
係名等	母子保健係	
記入者氏名	伊藤 貴美	
電話番号	0765-24-0415	

政策体系上の位置付け	コード2	511001
政策の柱	基3 健やかで笑顔あふれるまちづくり	
政策名	1 総合的な子育て支援対策の推進	
施策名	1. こどもたちの健やかな成長支援	
区分	なし	
基本事業名	母と子の健康づくりの推進	

予算科目	コード3	001040103
会計	一般会計	
款	4. 衛生費	
項	1. 保健衛生費	
目	3. 母子保健事業費	

◆事業概要 (どのような事業か。事業の内容、業務の手順など) 疾病又は異常の早期発見と発達の確認を目的とする。さらに、個々の乳児の特徴に応じて適切な保健指導や相談を行い、保護者の育児不安を軽減するとともに、児童虐待の防止を図る。 集団健診では、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施。また、医療機関委託健診として8-10か月児健診を実施。健診の結果精密健診が必要な児に対して、精密健診票を発行している。平成21年度からは、県のむし歯予防パーフェクト事業を取り入れ、対象者にフッ素塗布を実施している。	単位	実績		計画・目標				
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		
対象 (この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など) 市内に在住する乳幼児(4か月児、8-10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児)と保護者	対象指標	① 4か月児健診対象者数	人	308	280	290	290	290
		② 1.6か月児健診対象者数	人	332	325	320	320	320
		③ 3歳6か月児健診対象者数	人	344	345	330	330	330
手段 <平成23年度の主な活動内容> 4か月児健診、8-10か月児健診(医療機関委託)、1歳6か月児健診、3歳児健診 1歳6か月児を対象に、6か月毎、5回フッ素塗布を実施 *平成24年度の変更点 1歳6か月児、3歳児健診事後フォローとして発達支援教室を年9回実施	活動指標	① 4か月児健診受診率	%	99	99	100	100	100
		② 1.6か月児健診受診率	%	99	99	99	99	99
		③ 3歳6か月児健診受診率	%	98	98	99	99	99
意図 (この事務事業によって、対象をどのように変えるのか) 乳幼児の疾病又は異常の早期発見と発達の確認を行い、必要な乳幼児には早期治療や療育を行なうことにより、乳幼児の健康の保持増進を図る。 保護者の育児不安が軽減し、育児不安や児の育てにくさからくる児童の虐待の防止を図る。	成果指標	① 子育てが楽しいと答えた人の割合	%	97.00	97.90	98.00	98.00	98.00
		② 要精密検診者率(1.6か月児)	%	0.86	0.61	0.70	0.70	0.70
		③ 要精密検診者率(3.6か月児)	%	8.50	4.60	7.50	7.50	7.50
その結果 <施策の目指すすがた> ・安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長しています。 ・幼児期において、生涯を通じた健康づくりに向けた生活習慣の基礎が作られています。	↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入							
◆この事務事業開始のきっかけ(何年頃)からどのようなきっかけで始まったか) 乳幼児の健康の保持増進と心身の異常の早期発見・適切な処置を目的に、富山県ではS31年度から3歳児健診が開始された。S48年9月には医療機関委託乳児一般健診(1回)が実施され、S49年度からは2回となった。S53年度からは、1歳6か月児健診(市が主体)が開始。平成9年度には母子保健事業一部市町村への移譲により、乳幼児健診の全てにおいて、市が実施主体となった。(一般財源化)	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	327	330	350	350	350
		(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0
		(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0
		(4)一般財源	(千円)	4,534	4,541	5,590	5,500	5,500
		A. 予算(決算)額(1)~(4)の合計	(千円)	4,861	4,871	5,940	5,850	5,850
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化(法改正、規制緩和、社会情勢の変化など) 産後うつ病など心の病を患っている母親や母子家庭が増えているように感じられる。また、要保護児童など家庭環境に問題がある難しいケースが増えているように感じられる。さらに、児の落ち着きなさや言葉の遅れなど、保護者が育てにくさを感じているケースもあり、スタッフの資質向上、他機関との連携が重要になってきている。 以上のことから、子どもの心身の異常の早期発見にとどまらず、育児不安の母親や虐待の恐れのある親子の早期発見、育児支援が重要となっている。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	7	8	8	8	8
		②事務事業の年間所要時間	(時間)	1,472	2,040	2,040	2,040	2,040
		B. 人件費(②×人件費単価/千円)	(千円)	6,190	8,578	8,578	8,578	8,578
		事務事業に係る総費用(A+B)	(千円)	11,051	13,449	14,518	14,428	14,428
		(参考)人件費単価	(円/時間)	4,205	4,205	4,205	4,205	4,205
◆市民や議会などからの要望・意見(担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入) 平成19年12月議会で、近年増加している「発達障害」の早期発見のための健診として5歳児健診の推進が提案された。	県内他市の実施状況	(把握している内容又は把握していない理由の記入欄) ● 把握している → 県内の全市町村で実施している。 ○ 把握していない						

【目的妥当性の評価】

1. 施策への直結度 (事務事業の施策の目指すがたに対する直結度 (対象・意図の密接度) とその理由説明)	
<input checked="" type="radio"/> 直結度大 <input type="radio"/> 直結度中 <input type="radio"/> 直結度小	説明 乳幼児健康診査は、対象者の98%以上受診しており、精密健診の受診率も高く、乳幼児の健全な発達と疾病又は異常の早期発見と予防につながっている。
2. 市の関与の妥当性 (なぜ市が行わなければならないのか、民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)	
<input checked="" type="radio"/> 法令などにより市による実施が義務付けられている <input type="radio"/> 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 <input type="radio"/> 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 <input type="radio"/> 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当	
根拠法令等を記入	母子保健法 (昭和40年法律第141号) 第12条及び第13条
3. 目的見直しの余地 (【対象】と【意図】は適切か、限定又は追加・拡充すべきでないか、また、その理由)	
なし	説明 現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の目標は達成されたか、成果の向上が今後どの程度見込めるか)	
なし	説明 健診の受診率は、95%以上となっており、未受診者への対応と今後、健診に関わるスタッフの資質向上 (観察視点など) が重要である。
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明)	
なし	説明 観察が必要な児に対しては、子育て支援事業や保育園、幼稚園など他機関との連携を強化している。

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (仕様や住民等の協力など手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 事業費のほとんどは、医療機関に対する委託料であり、削減の余地なし。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 健診当日のスタッフは、現在のスタッフ数が必要であり、人件費を削減することはできない。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
なし	説明 発達の節目毎に健診を受けることは、子どもの心身の発達の経過や保護者の育児不安の確認に重要なことであり、負担金を取ることは、経済的な理由による健診未受診者を発生させることになり、この事業の目的に沿わないと考える。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
平均	説明 他市町村も負担なし

★ 評価結果の総括と今後の方向性	
(1) 評価結果の総括	
① 目的妥当性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 目的廃止又は再設定の余地あり
② 有効性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 成果向上の余地あり
③ 効率性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> コスト削減の余地あり
④ 公平性	<input checked="" type="radio"/> 適切 <input type="radio"/> 受益者負担の適正化の余地あり
(2) 今後の事務事業の方向性	
<input checked="" type="radio"/> 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施	
<input type="radio"/> 終了 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 休止	
<input type="radio"/> 他の事務事業と統合又は連携	
<input type="radio"/> 目的見直し	
<input type="radio"/> 事務事業のやり方改善	

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)		コストと成果の方向性
実施予定時期	次年度 (平成24年度)	健診を通して、対象者の疾病及び異常の早期発見や予防・治療に努め、また、対象者の家族の育児支援を行っていく。 コストの方向性 維持
	中・長期的 (3~5年間)	今後も継続していく。 成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)		二次評価の要否
4か月、8-10か月児、1歳6か月、3歳6か月児を対象とした健診により発達障害児のスクリーニングを行い、疾病又は発達異常の早期発見と予防を目的としているが、心の病を持つ母親や育児困難事例が増加してきていることから健診後の事後フォローが益々重要であり、関係機関と連携した支援体制が必要であり、今後も継続して実施していく。		不要

★二次評価 (経営戦略会議評価)	